

(条例制定の背景)

生活習慣病の増加や要介護状態になる市民は増加傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染など、改めて健康な体づくりの重要性を認識し、「自分の健康は自分で守る」というセルフケアを推進するとともに、健康づくりの関係者が連携、協働し取り組んでいくための環境を整備し、市民の生活の質（QOL）の向上及び市全体の健康度を向上させていくことが一層求められます。

そのため、全ての市民が健康に関心をもち、必要な知識等を身につけ、健康づくりに努め、一人ひとり人が健康力を高めるとともに、市で現在も実施している民間事業者等がもつ技術やノウハウ・アイデア等を活用させた、官民連携・市民共創による健康づくりの実証実験など多様な健康メニューや情報提供を取り入れながら、ひとづくり、まちづくりの視点も踏まえた地域社会全体で健康づくりの取り組みを推進していくことが必要です。

こうしたことから、健康づくりが、生活の中で習慣化し、家庭や地域社会に広げるなど、健康づくりの機運を高め、又、個人の健康づくりを地域全体で支える体制づくりを推進することを内容としたビジョンを示すため、条例制定を行うものです。

(条例の主な内容)

市の健康づくりに関しての基本理念を定め、市、市民、地域団体や事業者の役割など、それぞれの役割を明確にするとともに、健康づくりの推進についての基本的な事項を定めます。

(健康食育計画との関係)

条例の理念や基本的な事項に則して、計画を策定、推進していきます。

(条例制定にあたってのスケジュール)

- 4月：条例案制定（案）を検討する部会を設置し、検討
- 6月 中旬頃：第1回健康食育委員会推進委員会の開催（条例案の審議）
- 6月下旬頃～2週間程度：条例素案パブリックコメント
- 7月下旬頃：条例案確定
- 9月：第3回定例議会で条例議決